

食品安全委員会（第 8 2 6 回会合）議事概要

日 時：令和 3 年 7 月 2 7 日（火） 1 4：0 0～1 4：3 0
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外 6 名
動画配信：一般 4 名

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 4 品目

JPBL008 株を利用して生産された α -アミラーゼ

JPBL009 株を利用して生産された α -アミラーゼ

JPBL010 株を利用して生産された α -アミラーゼ

チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95379 系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（２）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「シアントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「1-ナフタレン酢酸」に係る食品健康影響評価について

・農薬及び動物用医薬品「エトキサゾール」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「シアントラニリプロールの許容一日摂取量(ADI)を 0.0096 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要があると判断した。」

「1-ナフタレン酢酸の許容一日摂取量(ADI)を 0.15 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を 0.15 mg/kg 体重と設定する。」

「エトキサゾールの許容一日摂取量(ADI)を 0.04 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要があると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

（３）食品安全委員会の運営について（令和 3 年 4 月から 6 月まで）

→事務局から報告